

## 平成 29 年 8 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 29 年 8 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分～午後 11 時 30 分
場 所	秦野市役所教育庁舎 3 階大会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 山口 均 生涯学習文化振興課長 佐藤 正男 教育部参事 福島 正敏 図書館館長 田中 和也 教育総務課長 宇佐美高明 教育総務課課長代理 守屋 紀子 学校教育課長 遠藤 秀男 教育総務課主査 杉澤 雅代 教育指導課長兼 教育研究所長 佐藤 直樹
傍聴者	1 名
会議次第	<h3>8 月 定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 平成 29 年 8 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分 場 所 秦野市役所教育庁舎 3 階大会議室</p> <p>次 第</p> <p>1 開 会 2 会議録の承認 3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成 29 年 9 月の開催行事等について (2) 臨時代理について     ア 報告第 26 号 市立小中学校教職員の人事上の措置について (3) 教職員の勤務実態等調査報告書について (4) 幼小中一貫教育・5 年間の取組と総括について (5) ふるさと秦野検定の結果について (6) ミュージアムさくら塾「蓑毛大日堂と秦野の寺社建築」について (7) はだの史・発見展「秦野たばこ資料展」について (8) 平成 29 年度 第 62 回秦野市文化祭について (9) 平成 29 年度公民館運営点検・評価について</p>

	<p>(10) 宮永岳彦記念美術館企画展「宮永岳彦 本を描く」について</p> <p>(11) ふるさと講座①「災害報道とテレビ」について</p> <p>(12) 花音朗読コンサート「角野栄子さんの世界」について</p> <p>(13) 平成29年度市民大学について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 第3回市議会定例会提出議案について</p> <p>ア 議案第24号 平成28年度一般会計（教育費）決算について</p> <p>イ 議案第25号 平成29年度一般会計（教育費）予算の補正について</p> <p>(2) 議案第26号 平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(3) 議案第27号 秦野市立公民館条例施行規則の一部改正をすることについて</p> <p>(4) 議案第28号 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 不登校児童生徒のための訪問型個別支援事業について</p> <p>(2) 公立幼稚園の配置の見直しについて</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

時間となりましたので、ただいまから8月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

—特になし—

望月委員長

よろしいですか。

なお、秘密会について御意見が何かあれば、会議終了後に事務局に申し出てください。

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、3「教育長報告及び提案」の(2)ア「市立小中学校職員の人事上の措置について」は、人事に関する案件のため、また、5「協議事項」の(1)「不登校児童生徒のための訪問型個別支援事業について」及び(2)「公立幼稚園の配置の見直しについて」は、意思形成過程にあり、非公開情報等が含まれているため、

望月委員長

教育長

秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

よって、3(2)、5(1)と(2)は秘密会といたします。

それでは、次第3「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

資料のNo.1を御覧いただきたいと思います。「9月の開催行事等」でございます。

まず、9月1日が定例記者会見。いつもと少し状況が変わりまして、午前中が地方紙、午後が日刊紙という形です。日刊紙は、はだのクリーンセンターで実施します。これは、クリーンセンターの前に作っております「富士見の湯」という施設が完成間近ということで、記者の方にそこを見ていただきたいというものです。

それから、2日がふるさと講座ということで、本町公民館で「災害報道とテレビ」という講座を開催します。

3日の日曜日が市の総合防災訓練。今回の主会場は、鶴巻小学校です。

それから、9月の第3回定例会、9月5日開会で10月4日までとなります。直接関わりますのは、決算と文教福祉常任委員会、それから後半戦の一般質問、それから閉会となります。

9月8日～12日に小学校が修学旅行に行きます。

9月9日が中学校の体育祭です。

それから、12日～24日まで、はだの史・発見展「秦野たばこ資料展」。たばこ祭の開催に合わせて実施するものです。今年は、たばこ祭が70回の記念大会ということで、花火等も充実する方向だと聞いております。

次のページ、9月12日、26日はブックスタート事業です。例月実施のものでございます。場所は保健福祉センターです。

9月13日～10月4日まで、毎週水曜日ですが、楽しい絵本とおはなしの講座ということで、おはなしころりとアリスの方に御協力をいただくということでございます。

14日～17日、文化祭の「絵手紙展」でございます。

9月16日の土曜日が花音朗読コンサート「角野栄子さんの世界」と題して、図書館で実施します。

17日の日曜日、中学生の英語スピーチコンテスト、文化会館で実施でございます。

21日から宮永岳彦記念美術館の展示替えがございます。

130点の展示があるということです。

22日が9月の定例教育委員会会議です。

9月28日～10月1日が第35回子どもの市展、文化会館で  
ございます。

それから、次のページ、9月30日～10月28日、毎週土曜  
日ですが、東海大学との提携事業の市民大学がございます。万葉  
集の関係の大変好評な講座でございます。

9月30日、同じく土曜日ですが、小学校の運動会。これは広  
畑小学校を除いての実施です。

同じく30日に、宮永岳彦記念美術館のギャラリーコンサート  
を実施いたします。

この後につきましては、各課長から報告いたします。よろしく  
お願いします。

教育部参事

私からは、資料No.3について、昨年12月に実施いたしました  
教職員の勤務実態調査について取りまとめましたので、御報告を  
させていただきます。

お手元の資料No.3の1ページを御覧ください。調査期間につい  
ては、1ページでございます、平成28年12月5日から11日  
までの1週間、小中学校の教職員706名を対象に実施したもの  
です。6月の教育委員会会議で速報としてお伝えしました内容が  
1ページから5ページまでとなっております。6ページは、業  
務改善等に対する職員の意識調査の結果であり、長時間勤務の縮  
減に向けて、学校と一体となって取り組む必要があるという結果  
となっております。国の調査との比較に関しましては、9ペー  
ジの6、まとめと今後の方向性において、1週間の学内勤務時間  
の平均値が、教諭については国の数値と比べやや少ない傾向があ  
るものの、週60時間を超える職員の割合については、この間も  
お話ししましたとおり、小学校が国よりやや多く、中学校が国よ  
り少ない、全体として国よりやや少ない傾向となっております。

このような状況を踏まえまして、国、県の今後の動向を見なが  
ら、10ページでございますとおり、教員の担うべき業務に専念  
できる環境づくり、そして、部活動に対する負担軽減、さらには、  
長時間労働という働き方の見直し、そして、学校現場への支援体  
制の強化について、学校現場と一体となって業務改善の具体的な  
方策を今後検討してまいりたいと思っています。

報告は以上でございます。

教育指導課長兼  
教育研究所長

私から2点報告をさせていただきます。(4)「幼小中一貫教  
育・5年間の取組と総括について」説明させていただきます。

お手元に資料をお配りさせていただきました。事前の配付に間  
に合わなくて申し訳ございませんでした。この報告書につきまし

ては、平成23年度より本市で重要施策として推進してまいりました幼小中一貫教育につきまして、検討推進委員会の中で5年間の取組について総括する必要性があるのではないかとという貴重な御助言をいただき取り組んだものでございます。

作成に大変時間がかかってしまったのですが、2ページをお開きください。内田教育長の御言葉にありますように、中段から下、平成28年度には、この5年間の取組を総括する中で、アンケートを実施いたしました。巻末の資料に添付してございますので後ほど御覧ください。また、この他幼小中一貫教育に関するリーフレットを既に3月の段階で完成して、お配りしているものでございます。教育課題が大変複雑化する中、秦野の伝統的な風土もありますので、今回の報告書の作成を契機に、今後どのように体制づくりを行っていくのか、この報告書がその土台となるものと考えております。

資料は40ページ近くになりますので、要旨を説明させていただきます。30ページをお開きください。全体の中でこの5年間の取組と成果と課題をまとめてございます。特に30ページには、「今後の幼小中一貫教育の推進に向けて」というまとめの部分になっております。この部分が、平成28年度に作成した、秦野市教育振興基本計画「はだのわくわく教育プラン」の具現化のために何をしていくのかという部分に繋がります。

平成28年度から取り組んでおります、このわくわく教育プランの中では、幼小中一貫教育とともに、コミュニティ・スクールの導入が謳われてございます。幼小中一貫教育を展開していく中、平成22年10月の教育委員会会議で、その当時課題となっていた問題行動に関して、小学校の先生方では、送り出した生徒が、中学校でどうしてあんな状態になってしまうのか。中学校側では、もっと小学校時代にこんなふうに指導していただければ。そういった校種間の、価値観の違いみたいなものがございました。そんな中で、連携教育から一貫教育へ推進していこうとスタートしたわけですが、現在のところは「めざすこども像」の共有が大分進んでいると思います。

「連携」と「一貫」の違いにつきましては、一貫は1つのチームである、連携の場合には2つの組織で連携していくと。このあたりを改めて再確認させていただきまして、下3行に凝縮してございますが、次のステップに向けて一貫したカリキュラムの編成、「めざすこども像」の共有、さらに一元的、一体的な学校経営を視野に入れながら、どう位置付けていくのか、こういった実践研

究が次の課題になってくるかと考えております。

また、32ページに、コミュニティ・スクールとの関係について、私の言葉に変えさせていただいているのですが、「縦軸としての一貫教育と横軸としてのコミュニティ・スクールがきちんと交差した、義務教育学校という新たな学校改革の一つとして発展する可能性」という表現で押さえさせていただきました。

少し時間がかかり、報告が遅れてしまったのですが、今回、報告書がまとまりましたので、教育委員会会議の中で報告させていただきます。

総括については以上でございます。

続きまして、「ふるさと秦野検定の結果」につきまして、資料No.5でございます。はだのっ子アワードの目玉の事業でありますふるさと秦野検定の結果について報告をさせていただきます。

平成29年7月29日に本町小学校と鶴巻小学校を会場に実施いたしました。一覧表として実施結果を記載してございます。

昨年度の教育委員会会議の中でも受検者数が大分減ってきたということを御指摘いただいたのですが、裏側に年度別受検者数を記載しましたが、おかげさまで、平成29年度は161名の申し込み者があり、合格者数が139名でした。児童生徒数が減少している中で数字が上がってきたというのは、研究所の担当指導主事等、学校に協力をいただいた成果かと思っています。

その他ですが、教育研究所の発表会の中でも触れさせていただきましたが、普及拡大の取組の一環として、現在ホームページ上で体験版4級の問題を試行しております。これはICT支援員にデジタル化を依頼し作成したものです。現在のところ体験者数が448名ですので、大変啓発が進んでいると思っています。この体験版は、小学校にタブレットが導入されますので、その中にも位置付け、学校現場に協力を依頼して拡大を図っていきたいと考えています。

また、はだのっ子アワードの一つの目玉でもある体験部門ですが、去年は東公民館に御協力いただき実施し、大変好評だったものですが、今年は南地区で体験部門の新設を予定しています。元南中学校校長の府川先生に講師として御協力いただき、10月下旬から11月の開催へ向けて現在調整中でございます。

以上、報告を終わります。

私からは、資料No.6から11まで、6件の報告事項を説明させていただきます。

資料No.6のさくら塾ですが、桜土手古墳展示館を会場に、歴史、

生涯学習  
文化振興課長

民俗などの専門家による講義を行っております。今年度第2回目という形で、明日8月26日に、秦野市の文化財保護委員、清水擴東京工芸大学名誉教授から「蓑毛大日堂と秦野の寺社建築」について講演をいただきます。

前回の会議、それから総合教育会議でも報告いたしておりますが、お手元に蓑毛大日堂の国の登録についての新聞記事を配布させていただきました。大日堂、本町にある昭和初期の建造物である五十嵐商店とともに、4月21日に国の文化審議会から国の登録有形文化財の登録について答申がされております。そういった部分を活用し、市民への周知も含めて、今回さくら塾のメニューに入れて開催しております。

続きまして、資料No.7「秦野たばこ資料展」でございます。

これは、市が所蔵する資料を通じて秦野の歴史的過程を紹介する「はだの史・発見展」です。今回は2回目で、先ほど教育長からも報告がありましたけれども、70回目を迎えるたばこ祭の足跡などを紹介してまいります。9月12日から24日まで本町公民館1階の展示コーナー。祭り当日は、昔懐かしい初期のたばこ祭の映像も上映して、たばこ耕作、たばこ祭の足跡を紹介してまいります。

続きまして、資料No.8「秦野市文化祭」でございます。

これは、市民文化の振興を図るために毎年開催している事業で、今年で62回を数えております。今年は9月14日から11月26日の間、17部門の文化芸術活動の発表、展示を行います。開催に当たっては、秦野市文化団体協議会に運営を委託しております。具体的な開催日程と会場は、お手元の資料の裏面に一覧表がございますので、こちらも御覧いただきたいと思います。

続きまして、資料No.9「平成29年度公民館運営・事業に係る点検・評価の結果について」御報告いたします。

この点検・評価は、平成25年度から、これは生涯学習文化振興課独自で実施している点検・評価でございまして、平成28年度における公民館の運営事業を対象として、お手元の参考資料2に点検・評価シートがございますが、これに基づいて、自己評価し、その後内部評価、外部評価という3段階に分けて評価を実施したものでございます。5月中旬から6月上旬にかけて、各公民館の館長が行った自己評価については、3の(1)にあるとおり、公民館運営、まちづくり・学習の拠点、それから施設の利用という3つの視点に立った21項目について、5段階で点数をつけて総合評価をしております。その結果、評価4の「よくできた」が

8館、評価3の「できた」が3館という結果となっております。

これに基づき6月中旬から7月中旬にかけて実施した内部評価、これは自己評価の前に各公民館の運営協議会の委員が館長とのヒアリング等を行ったものですが、その中で、自己評価同様の3項目について評価をしています。その結果、11館全てが評価4「よくできた」という評価になっています。そして、最後に外部評価として、社会教育委員から選ばれた2名の委員、今年は水野、小島両委員が評価委員という形で、7月26日に、事前に各館の現場確認をしていただいたうえで、生涯学習文化振興課と意見を交わした中で最終的な評価を行っていただきました。

この結果、内部評価同様、11館全てが評価4ということになっております。

参考資料1に各館の自己評価、内部評価、外部評価を一覧にしております。こちらも後ほど御覧いただきたいと思います。この結果については、この報告後、社会教育委員にも報告したうえで、9月に市のホームページで公表してまいります。

また、この結果は公民館運営協議会にもフィードバックし、各館長を通じて公民館の事務職員にも伝え、今後の公民館運営・事業展開に反映させたいと思っております。全体を通して言えることは、市民提案型の事業を各館で展開していくことは非常に評価できるというものでございました。

続きまして、資料No.10「宮永岳彦記念美術館企画展」と書いているのですが、「展示替え」でございます。半年ごとに宮永作品を広く紹介するために常設展示室の展示替えを行っておりますが、今回、9月21日から来年5月20日まで、今回は「本を描く」というタイトルで、装丁の現場、挿絵など、本にまつわる宮永作品を中心に展示しております。

また、資料の下に書いておりますが、美術館では、展示会にあわせてギャラリーコンサートを常設展示室で開催しております。30回目となる今回は、9月30日に、市内在住のオルゴール収集家による、オルゴールの実演コンサートを行っていきたいと考えております。

最後に、資料No.11の「ふるさと講座」でございます。

この講座は、わがまち秦野の地域資源や魅力を再発見し、その学習の成果を地域に還元するという目的で実施しておりますが、事業の歴史は非常に古く、昭和58年に始まった市民大学までさかのぼります。その後、図書館主催の市民大学の専門学習塾と区別するために、市民大学ふるさと学習塾を、ふるさとカレッジ、



ふるさと秦野案内人養成講座、そして、今のふるさと講座と名称を変えながら現在に至っております。

先ほど資料 No. 6 で御説明したミュージアムさくら塾で、郷土の歴史文化をテーマとした講義を行っておりますので、歴史文化という部門はそちらの講座に任せ、「ふるさと講座」という名称がついていますが、これからは身近な現代的な課題に着目し、市民にふるさと意識を高めていただくという視点での講座を設けたいと考えております。そういった捉え方の中で今回は現代的な課題として講座の内容を企画し、今までは全6回の講義を継続して受けていただく受講生を募集していましたが、全回を通しての参加者となると、なかなか集まらないという現状がございましたので、今年からは毎回募集をするという形に変更しております。

第1回目として、テレビ朝日とタイアップし「災害報道とテレビ」として、9月2日午後1時半から本町公民館で、テレビ朝日の災害報道担当部長の方を講師にお招きして開催します。

テレビ朝日でも、成人教育の支援として、キャリアを持つ社員などが地域に出向いて行う「オトナ出前講座」というものを開催しております。昨年度、テレビ朝日と調整して、開催の運びとなりました。今回の講師は、東日本大震災のときに被災地の現地デスクを務めていた経歴も持っておりまして、3.11当時の報道の動き、それから、その後災害報道の考え方が大分変わりましたので、それに対する正しい受けとめ方などを解説していただきます。防災訓練等が翌日に開催されますので、防災課にも呼びかけて、防災関係者の参加も促しておりますが、開催の周知が遅れ、今の時点の参加者は、残念ながらまだ40名弱となっております。お時間があれば、皆様にも是非御参加いただきたいと思っております。

長くなりましたけれども、以上です。

図書館からは2点御報告させていただきます。

まず1点目、資料No. 12を御覧いただきたいと思っております。「花音朗読コンサート『角野栄子さんの世界』について」です。朗読と音楽の共演により、普段の読書とは違った本の楽しさや感動に出会う機会を、という趣旨で、大人から子どもまで幅広い世代を対象に開催するものでございます。平成20年度から実施しており、今回は10回目となります。

9月16日の午後2時から、図書館の視聴覚室にて開催いたします。出演者の花音は、平成17年10月に結成されたグループで、本市在住の方が中心メンバーとなり県立神奈川近代文学館などで企画展示と合わせた朗読コンサート活動をされています。

図書館長

今回は児童文学作家の角野栄子氏の作品を取り上げての、開催となります。

裏面のその他ですが、このコンサートの開催に合わせ、図書館で所蔵しております角野栄子氏の本、関連資料などを展示いたします。

2点目ですが「平成29年度市民大学について」資料 No. 13を御覧ください。本年度で35回目の開催となりますが、市民の皆様にも専門的な学習の場を提供していこうということで、本市と東海大学の提携事業により、毎年秋に、大学教授等を講師にお招きして、大学の講義のような専門的な講座を開講するものでございます。講義内容と講師を記載してございますが、講義4講座あり、いずれも図書館の視聴覚室において開催いたします。

裏面を御覧いただきたいと思いますが、講義内容に合わせて、図書館所蔵の関連図書などの展示も行っております。

私からは以上でございます。

望月委員長

それでは、「教育長報告及び提案」に対する御意見、御質問を受け付けたいと思います。(1)から(13)までありますので、学校教育関係、生涯学習関係、図書館に分けたいと思います。

(2)の人事案件は秘密会ですので、まずは(1)、(3)、(4)、(5)について御質問、御意見はございますか。

飯田委員

資料 No. 3の教職員の勤務実態等調査についてですけれども、この間、総合教育会議の中でも教員の多忙化が話題になっており、私も教員は本当に忙しいのだなということを実感させていただいたところですが、この調査報告書は、教員の方も全部目を通されるのですか。

教育部参事

これは、今まとまったところですので、まずは委員の皆さんに御覧いただき、今後、校長会を通しまして各先生方にも周知しながら、職場と一体となった取組を進めてまいりたいと考えているところです。

飯田委員

この後、先生方がこれを見て、具体的にはわかりませんが、いろいろな声が上がってくると思うのですが、そういった声も今後の取組に取り入れたりすることはあるのですか。

教育部参事

その辺も含めまして、職場の皆さんが主体的にこの業務改善に取り組むことができるかどうかが一番大事になってくるのかな、というところがございますので、教員にその気になっていただけるように支援体制を整えていきたいと思っております。ですので、様々な意見をいただきながら、それを踏まえて、自らが改善に向けて取組を進めていくことが大切だと考えております。

教育長

実は昨日、中地区の教育長の会議があって、この調査が話題になりました。国の調査があり、県も調査を行っていくものだと。今朝の新聞でもあったのですが、文部科学省が、学校の事務的な手続の問題や、そういうものをやるのは教員ではなく、別の職員を配置するというものを、新たな取組として概算要求の中で要求していると出ていました。昨日の教育長会議で話題になったのは小学校の英語科の問題でした。英語の専任教諭を国が配置するような動きがあるという話が出たのですが、実際にはそういう動きはないみたいです。今日の新聞では、事務手続をやるような職員を予算化するようです。増員は3,800人という話でしたが、実質は子どもの数が減るので教員の数も減り、実質は800人しか増えないという仕組みのようです。

全ての学校に配置されるのかということ、新聞をよくよく読んでみますと大規模校だけだと。大規模校というのはどういうものを指すのか。秦野市でいえば、例えば南小学校などを指すのか、しかしそこまで具体的なことはわかっていないのです。ですから、いずれにしても、国もそうだが、県も実態調査を行った後に何らかの形をとるということですが、予算上は具体的な金額がないということ。具体的には何をするのかということ、県が、どうやったら業務改善ができるかという取組の相談を行うコンサルタントを派遣し、学校等も指導していくことをやりますよということでした。ですから、もう少し具体的なものとして、何をしたらいいかということについて、今後詰めたうえで、それには当然予算が伴いますから、早期にお願いしなくてはいけなくなってくる。市独自でできるものはやっていくというような形でどんどん進めなくてはいけないと思っています。

国も県も、まだ曖昧と言うと語弊がありますが、調査した結果が出たら、具体的にこういうことをやるよということができているかということ、まだまだできていないようです。

望月委員長  
教育部参事

県の調査は、検討委員会に行けば、もう公開ですよ。

検討委員会というか、基本方針を7月に出し、その辺が総合教育会議での話題に出たところですけども、検討委員会という具体的な名目で立ち上げているわけではないので、今後、その辺は県の教職員人事課に市からも要望として上げていきたいと考えているところです。

教育長

昨日の教育長会議の中でも話題になりましたが、この調査を受け、具体的な教員の負担軽減策の一つとしてクラブ活動があります。部活動について、ある町では、土日に大会等があった場合に

は、必ずその部分のクラブ活動の練習活動を休むこと、あるいは月1回、学校の全体の会議がある時、クラブ活動について考えるという話もあったのですが、実態として、例えば中地区全体の取組としてなされないと、結果として、各運動部門のところでギャップが生じてしまうという課題が出てまいります。この辺は、改めて皆で相談しましょうという話になったのですが、これは一つの方法ですね。軽減のための一つの手法として、クラブ活動の休みを一斉にとりましょうということ。そういうものについて具体的に取り組んでいこうという話でした。ただ、実現のためには、それぞれ競技団体がありますので、単純に「それでは、休みます。」ということができない事情があるということでしたので、今後は、それぞれの地域で詰めていくという話になっています。

望月委員長

私も、いろいろ改善の視点はあると思います。例えば今の部活動の問題についても、関係団体との調整を図り、関係団体にも、教員の多忙化について十分考えてもらう必要がありますね。スケジューリングの問題とか、関係団体との話し合い、働きかけが非常に大事だと思います。

教育指導課長兼  
教育研究所長

部活動の話に特化して話題となりましたので、私からちょっと話をさせていただきます。

実は今本日、本市の部活動検討委員会の準備会を開催しています。校長会の代表の方1名と若手の部活動に関係する職員2名と担当の指導主事の4名で話し合いをしています。今話題になったようなことについて、私からお話してからこの教育委員会会議に臨んだのですが、参加した職員自らが資料を用意して来ました。

「部活動を検討するに当たって考えること」として、現場の本当に最前線で頑張っている職員の立場から「自分が専攻してきたスポーツに愛情を持っている教員、自分が教えられないスポーツに関わっている教員、そして、学校組織としての部活動のあり方、学校全体、市全体、県全体としてのつながりが大切であり、それに伴い現場の遵守が必須である」というようなことをレポートにまとめてきております。

いずれにしましても、私どものようなベテランばかりではなく、これから秦野市を背負っていく職員が、よりよい形をとれるように丁寧に準備をしてまいりたいと思っています。

以上です。

望月委員長

今の件についてはどうでしょうか。多忙化の問題は、国ではもう、今の教育長の説明にあったように、事務的な取組についても話題になっているのですね。

高橋委員

この調査は、土日を含めた1週間、調査されましたね。土日も学校に来て仕事をしているということは、部活動関係で出ている場合が多いのですか。

教育部参事

資料で見ますと、土日については資料 No. 3の5ページにございますが、この調査の時期がちょうど12月の初旬ということで、学期末の成績処理の時期が多かったものですから、小学校、中学校共に、理由としてはほぼ成績処理であったようです。具体的には中学校は、学級活動と成績処理が全体の約7.5割、小学校では約8割を占めるという状況でございました。

望月委員長  
片山委員

他にございますか。

ちょっと、分からないので教えていただきたいのですが、まずは、勤務時間は8時半から17時の間で、この間に1時間の休み時間が含まれたと考えての調査ですか。

教育部参事  
片山委員

この中に休息时间として45分間設けられております。

なぜこれを聞くかという、先生達は休み時間というものをどう捉えているか私はわからなかったのです。6ページに「休憩時間を大切にしていける雰囲気か」という質問があるのですけれども、休憩時間を先生たちはどのような時間というか、休む時間というものが実際にはないと思うのですが、そこをどう考えたらよろしいのでしょうか。

教育部参事

失礼しました。「休息」ではなくて「休憩」です。休憩時間につきましては、これはお昼の時間も給食指導ということで休憩時間ではございませんので、子どもたちが下校した後の時間に、勤務時間の中に休憩時間を設けてございます。ただ、休憩時間も、場合によっては会議等が行われる場合もあるということで、この調査の中では「大切にしていける雰囲気か」というのは、その辺りのことを踏まえての調査でございます。

片山委員

そういう休憩時間の意識って人によって違うと思うので、この問いが今回何を聞こうとしたのかというのがちょっと理解しづらいです。

教育部参事

改めて、この調査が、実態把握と業務改善への取組ということですので、目的としては、休憩時間をも仕事をしなければならない実情を踏まえながら、業務改善に努めるというところでございます。

望月委員長

他にいかがでしょうか。

以前この教育委員会会議でも発言させていただいたのですが、これは永遠の課題だろうと思います。私が教員になった時に、いわゆる雑用という言葉を使って、給食費や学級費の徴収を行って

いました。教員になった1年目で、牛乳費の徴収の係だったので、これは大変でした。牛乳は円単位での集金でしたし、飲まない生徒がいたり、風邪をひいて、1か月に3回休んだからその分の金額を引くとか、それは本当に大変でした。「僕は英語を教えるために教員になったのに、どうしてこんなことをやらなければいけないのか」と思い、苦しんだこともありました。それから傘係もやりました。生徒が傘を忘れた時の、学校のレンタル傘の係です。生徒が私のところへ借りに来て、また返してもらう。借りたまま返さなかったり、声をかけずに返却されたりと、いろいろとありました。今また多忙化について議論がされているということは、本当に大変なのだと思います。

1つ目の大きな理由は、やはり部活動の問題だと思います。今、各学校でもいろいろと改善に努めているというお話でしたので、この取組は大変結構だと思います。東京辺りのお金のあるところは、例えば週何回でと、スポーツクラブと契約を結び、スポーツクラブのコーチに任せている学校もあると聞きます。改善に向けては先ほど中体連や他団体との話し合いを持ちながら、スケジュール調整の可否について模索する必要があると思います。

それから、2つ目は業務改善の問題です。これは会議の効率化とか能率化、あるいは思い切って学校行事の見直しなど、思い切った抜本的なことをしない限りは、なかなか無理な点があるのではないかと思います。

もう一つ、意外に話には出てきていないのですが、僕は非常に気になっているのが、やはり管理職のマネジメント力でしょう。管理職のマネジメント力をどう向上させるかという視点を持って、管理職自らがそういう意識を持ちながら改善に取り組まないと、なかなか実現できないのではないかと思います。管理職のマネジメント力向上のためには、研究ではなく、これはしっかりと研修などしていく必要があるのではないかと思います。

それから何よりも、先ほど教育部参事がおっしゃったように、「先生が主体的に変わる」ことが必要だろうということですね。例えば教員の意識改革のための自己評価リストなどを作ってみたらどうかと思うのです。自分ではできるだけ定時に帰ろうと心がけているとか、他の職員と協働による仕事の取組を心がけているとか、その他いろいろと心がけていることが出てくるのではないかと思います。そして、それを各先生方が毎日チェックしていくことをした場合に、形から入るかもしれないですが、意識改革もできるのではないかと思います。いずれにしても、これ

高橋委員

は本当に大きな問題でありますので、時間をかけながら一つひとつ改善していく努力が必要だと思っています。

望月委員長が言われたように、教員の意識改革ということも本当に大切なことだと思います。改めて考えてみますと、今度、小学校で英語の授業と、道徳の授業が始まる。本当に教員の数を増やさなければ先生方の負担軽減ということには絶対結びつかないと思います。そういった声をもっと上げるといえるか、秦野市の調査結果は、国が調査した時間よりも若干少ないとか言うと、それである意味、これで良い、というような、肯定される意識が湧いてきてしまうところが多いのではないかと思うのです。

今、一般企業でも、何時になったらもう消灯して帰してしまうとか、そういう機運が社会全体で起き上がっている時に、教職員も一緒に、週60時間を超える勤務というのは、もうある種異常な事態なので、そのところをもっとみんなに注目してもらって、「国よりも若干少ないから良いんだ」という気持ちにならないようにして、負担軽減へ向けて進めていくことが重要ではないかと思うのです。だから、思い切った何か、実態調査でも、水曜日は若干学校に居残る時間が短いとか、そういう傾向もありますし、明日への活力とか、そういったものを考えると絶対に長時間労働は良くないと思いますので、教職員の方からも、真摯に子どもたちに向き合っていくには、絶対この負担軽減が必要なのだという声をさらに大きくして、この歩を進めていただけたらいいなと思います。

片山委員

管理職のマネジメントの話を望月委員長がされたのですけれども、9ページの表を見ておきますと、校長先生も教頭の方と同じような時間働いている姿が読み取れると思います。ということは、やはり管理職の方が範を示さなくてはいけないということで、そういうことができるように管理職の方には気をつけていただきたいです。その辺りを、導いていただくことができるような力の人を育てていただきたいという気がします。

それと、1つ、6ページですけれども、「管理職に気軽に相談できる」と書いてある方がかなり多いと思うので、ということは、いろいろなことを全体で話しやすい雰囲気なのかなど。こういうことは、管理職の方が気をつければもっと何とかなるのではないかという気がしました。

望月委員長

他にいかがでしょうか。

それでは、現在の大きな課題になっておりますので、また、こうしたら良いのではないかというようなお考えが浮かんだら、ど

うぞ教育委員会に電話していただくと、事務局も助かるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

他に学校関係でいかがでしょうか。

片山委員

資料 No. 5 ですが、会場は本町小学校と鶴巻小学校となっていますが、これは毎回変わるのでしょうか。

教育指導課長兼  
教育研究所長

交通の便を考えて市の中心ということで、本町小学校は毎年会場になっています。準会場につきましては、その年の受検者数の動向によって、例えば鶴巻地区はどうしても本町小学校から離れていますし、鶴巻小学校の受検者が多ければ鶴巻小学校ということで考えています。準会場は、その年の申し込み者の動向にあわせて設置しているということになってはいますが、ここ何年かずっと鶴巻小学校が熱心に取り組んでいて鶴巻小学校の受検者数が大変多いことから、このような形で定着しております。

以上です。

片山委員

気になったところですが、会場をいろいろなところに回したら、逆に会場となった小学校で、興味を持つ方が増えるのではないかという感じがちょっとしたので、会場を変えていくというのも事業を充実させる一つの手かなと思います。

望月委員長  
飯田委員

教育関係で他にございますか。

幼小中一貫教育のことですけれども、一昨日の研究発表の中でも確かお話があったと思いますが、保護者が幼小中一貫教育をやっていることを知っている割合が56、57%というお話をされていましたが、このアンケートでも幼小中一貫教育を秦野市で実施していることをもっと説明してほしいという声もありました。これは全部保護者にも渡っているということですが、そのほかにもどういった場面で保護者に周知されているのか。

教育指導課長兼  
教育研究所長

先ほど言いました検討委員会の中で保護者の代表の方が委員として入っていました。私は平成28年度の1回目の会議のときに初めて課長として出たのですが、その際に、やはり飯田委員と同じように、どんな取組をやっているかわからないというお話がありました。リーフレット作成が予算化されていたので、リーフレットをただ配るだけではやはりだめだと思いました。ですので、委員長などにも御助言いただきながら、各学校に指導主事ができる限り行って、このリーフレットを使って説明をしています。ただ、PTAの総会が5月の下旬に固まっているので、全部の学校に行くことはできなかったのですが、まずPTA総会に行って話をします。それ以外には、子どもを育む中学校区の懇談会がございますのでそこに行って話をしました。それから、市P連の



総会に行って話をしてまいりました。プラス幼稚園、こども園の、PTAの方の集まりでも説明するという形で、できる限り直接顔を突き合わせて説明して参りました。

この幼小中一貫教育のリーフレットについては、次年度以降も予算化しておりますので、より良いものにしていこうという検討を行っております。来年以降も、今年行けなかったPTAの所に行って、更に丁寧に説明の場を重ねたいと思っております。

以上でございます。

望月委員長

それでは、「幼小中一貫教育・5年間の取組と総括」について御質問、御意見はございますか。

片山委員

今、飯田委員が御指摘されたのですけれども、いろいろなところで周知していくことが必要だというのは、アンケートの結果からも言えると思います。ただ、例えば42ページの④などは、効果があると思うかという設問には、役立つとか、非常に効果があると、皆さん認めていらっしゃる。44ページの地域の方から、特に人間関係を築くのに効果があるのではないかということを考えている方がいらっしゃいます。時間がかかるかもしれないですけれども、地道な努力をするしかないのかなという気がします。説明を続けていただければと思います。

望月委員長

他にいかがでしょうか。

高橋委員

5年間の総括の中で、次のステップに向けて一貫したカリキュラムの編成が必要である、となっておりますが、小学校も中学校も大変時間がタイトだと思いますが、今後の一貫したカリキュラム編成というのはどのようにしてつくり上げていくのかお考え、秘策か何かをお持ちなのでしょうか。

教育指導課長兼  
教育研究所長

秘策というものではないのですが、北小中学校区では県の指定を受け、算数、数学に特化した形で主に学び方について研究を進めています。先ほど参事からも御説明いただいたとおりですが、教職員の多忙化の部分をしっかりとしん酌して対応していかなければいけないのが必須の課題だと思っています。

その中で、昨年からちょっと私が話をさせていただいているチャレンジできる体制づくりとなります。先ほどお話しした部活動検討委員会で自分で資料をつくってきたという職員の話をしました。直接丁寧に現場を回ってみると意欲的な先生方がたくさんいられるのです。やはり自分でやる気になっている方をお願いして、その声を丁寧に拾っていくことが、まず一つ、秘策というか基本なのかなと思っています。

それから、ふるさと秦野検定の中で、ちょっと話が飛んでしま

望月委員長

うのですが、ふるさと秦野検定が幼小中一貫教育とは全く別個に考えられているとしたら、それは捉え方であって、実際につくば市に昨年視察に行っていたときに、ふるさと科という、確か「つくばスタイル」という中でお話がちょっとあったかと思えます。現在、中学生の参加者が非常に少ないですが、ふるさと秦野を学ぶことも、小中の一つのカリキュラムと言っても過言ではないと思います。こういった取組に中学生がどんどん参加できるようにするために、今回、デジタル版も創設しました。できることから丁寧にやっていくというのが基本的な考え方でございます。

以上です。

小中一貫を見通したカリキュラム編成ですけれども、実はこのカリキュラムというのは、学校の教育計画を意味しているわけです。ですから、そういう視点に立った幼小中が一緒になった学校行事、そういう点も必要なのではないかと思えます。もし、まだ学校行事の系統性ということについて話し合いがなされていなかったら、それはカリキュラム編成の一つだと捉えていく必要があると思います。

例えば、北中学校区は幼小中で、4月はどんな行事がある、小学校はどう、中学校はどう、それが5月はどうか、そういうようなものをつくることも必要ではないかと思うのです。その視点で系統性がどうなのかということも発見できるのではないかと思います。そういったものを更に家庭や地域の方に配ったりすると、幼稚園では4月はこんな行事があるのか、5月はこんな行事があるのかということもわかってくるのではないかと、そんなようなことを思っております。

他にいかがでしょうか。

私は、幼小中一貫教育の中で、最初の平成23年から検討委員会の一員として携わってきました。平成23年度から28年度の間、取組をこういう形でまとめて、非常に大変だったと思います。教育長、前部長、現部長、それから教育指導課の先生方にも感謝の意を表したいと思えます。この取りまとめを行うことで、本市が進めている一貫教育というものがどのようなものなのか、それから、課題が何なのかということが見えてきたのではないかと思います。

私も、私なりに総括していますが、例えば、ある時期から一貫教育の教育目標の設定がなされました。これは検討委員会から出てきたものです。幼小中一貫教育というのは、教育目標の設定が

まず大事だという議論があったのです。そういった設定がなされ、そこから「めざす子ども像」というものも生まれてきている、これも一つの成果だろうと思います。

それから、後ろにもあるように、いわゆる教職員の連携、協働による意識改革が、この中にも書いてあるように、これは非常に大きな成果ではないかと思っています。

それから、秦野市は中学校区ごとに協議会を中心として家庭、地域との連携・協力を進めてきているのですが、一貫教育を推進することによって、さらに家庭、地域との連携・協力が評価されてきているのではないかと、そんな感じを持っているわけです。

よくこの一貫教育の基本方針の中でも、学びの連続性とか、育ての連続性、教育と行政の連続性とかあるのですが、いろいろな教育活動の連続性という面から考えてみると、幼小中の協働による教育活動を推進してきているわけです。授業交換なども行っています。まだまだ不十分ではありますが、この連続性の確保が、ある程度、一貫教育に取り組むことによってできたのではないかと思っています。一貫したカリキュラムの編成などの課題は、これから考えていくべき課題だろうと思っています。

先ほど指導課長からふるさと科の話が出ましたが、これは昨年視察に行ったつくば市でのことなのですが、一貫教育を推進しているところは、必ず総合で、小中共通した授業を取り入れています。南足柄市でも幼小中一貫教育に取り組みました。その時に、教育指導課の指導主事が何人か視察に行っています。それができた時が、僕は本物の一貫教育だろうと思っているのですが、それは非常に時間と労力を伴いますが、これからそういうものを検討していく価値はあろうかと思っています。また、授業交換していますので、小中学校の学びのルールというものを作ることも必要だろうと思っています。

それから、今まで東小学校など、学区ごとの生活指導的な課外的な指導を将来的には、秦野市の目指す子どもたちというように、市全体の中で整理統合して作り上げて、それをこの学区の地域の人たちと組織している、これも大きな一貫教育の取組だろうと考えております。

それから、課長が非常にいい言葉を使っているのですが、幼小中一貫教育を縦軸として、それから、横軸としてのコミュニティ・スクールを導入する。そして、縦軸と横軸でこの一貫教育を推進していくということがあるのですが、これからこの一貫教育をどんなふうに進んでいくのかというビジョン、または考えがあれ

教育指導課長兼  
教育研究所長

ば教えていただきたいと思います。

幼小中一貫教育とコミュニティ・スクールというのは、学校の教育力を高める一つの取組であると思っています。それは推進検討委員会の中でも一つの定説になっています。

それと教職員の多忙化、先ほど参事から御説明いただきましたが、これが教職員の多忙化につながるものであってはならないと思っています。対立するものではなくて、同じベクトルを向いているものだと私は思っています。

先ほど委員長の言葉にもありましたが、そういう方向を進めていくに当たって、管理職のマネジメント、特に学校長の教育ビジョン、これは非常に大きな課題になってくると思いますので、その辺りを参事にも御理解いただきながら啓発を図っていきたいと思っています。

この報告書をまとめる際に、内田教育長や山口部長、それから、教育総務課、学校教育課の皆さんから様々な御示唆をいただきました。学校にいと、そういった行政の方や市民の方の声を直接聞くということはあまりないのですが、この立場でいますと様々な啓発を日常の中で受けております。こういったことを、教育委員会の声として、学校現場の代表である校長会、教頭会、こういったところと対話を重ね、私は野球をやっていたのでキャッチボールという言い方をするのですけれども、現場の声を拾っていくということを継続的に行うことによって、先ほど言った、学校の教育力を高めることと教職員の多忙化を軽減するものという同じベクトルになると思っています。

この報告書が次のスタートラインだと思っていますので、この報告書をもとに、校長会、教頭会と対話をさせていただきながら、先ほどお話しした北中学校区のようなモデル的なやり方を取っていくというのがまずは次の大きなステップになると思っています。

それから、コミュニティ・スクールに関しては、やはり今の流れでいうと、全市的な展開となると、なかなか一足飛びに取り組んでいくのは難しいと思っています。今年研究校と指定校が4校になりましたが、横の連携が今のところ足りませんので、来年度は更に研究校や指定校を増やし、横の連携をきちんと取っていくことが必要だと思っています。横の連携の中では、一貫教育とどう絡めていくのかということやキャッチボールしながら、秦野のよりよいあり方を検討していきたいと思っています。

以上です。

望月委員長

教職員の多忙化のことが出ていますが、目的を話し合わなく

て、手段、方法論だけを主に話が行ってしまうとそれ自体が多忙化に繋がってしまうのです。手段、方法論だけでなく目的論をまずしっかり整理しておくことが大事ではないかと思えます。

それから、私はこれから、やはり縦軸と横軸という点で、これは秦野市の重点施策でありますので、その一つの具現化として、コミュニティ・スクールを基盤にした幼小中一貫教育の推進ということが、秦野市の特徴を生かした教育の推進の一つではないかと思っています。

昭和50年後半から人権・同和教育の推進という大きな課題がありました。秦野市は、やはり地域の特性等から考えて、全市的に取り組みました。幼小中は人権・同和を課題として取り組みました。よく覚えているのですが、本町中学校が昭和57、58、59年の3年間、県の指定、市の指定を受けました。重要な課題ですので約10年かけて取り組み、推進してきました。総合教育会議でも話をしましたが、コミュニティ・スクールを基盤とした一貫教育も、差し当たりモデル校をつくって推進しながら、1つずつそういう研究校を設けていく。そして、将来的には全市で取り組んでいく方法がよろしいかと思えます。同和教育の取組の経験を通じて感じているところであります。

秦野市の方向性としては、コミュニティ・スクールを基盤とした幼小中一貫教育の取組み、そういうことが非常に大事になってくると思っています。

他にいかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、学校教育の問題についてはよろしいですか。

それでは、生涯学習の(6)から(12)までに移ります。御質問、御意見はございますか。

片山委員

資料No.9ですけれども、これを読ませていただいて、参考資料2から参考資料1ができていて、そういうお話があったと思うので、参考資料2の備考のところに、例えば変わった理由は何だということを書いていただいていると、参考資料1を読んで頭に入るのではないかと思います。例えば、参考資料2について、一番最初に記載してある西公民館は、人件費が上がったのはこういう理由によるものだと書かれているのです。全部書いていただく必要はないと思うのですけれども、まったく書かれていないところもありますので、このように書いていただいた方が、評価する人や読んだ人が理解しやすいのではないかと思いますので、できれば次からはそうしていただきたいと思えます。

生涯学習 文化振興課長	評価シートの備考欄の記述についてですね。それはおっしゃるとおりです。公民館によって捉え方が違ってきますので、備考欄を活用するよう指導して、来年に生かしていきたいと思います。
望月委員長 飯田委員	他に公民館の点検・評価について何かありますか。 点検・評価の外部評価は、社会教育委員の方によるということですけれども、公民館の運営協議会というのは、各公民館によって人数が異なるのですか。
生涯学習 文化振興課長	人数はばらばらですが、大体10名から12名です。今回、点検・評価をやっていただいたのは、全体の中でやっていただく場合と、そのうちの何人か委員を決めてやっていただくというところと、公民館によって状況は違ってきます。
飯田委員 生涯学習 文化振興課長 飯田委員 望月委員長	では、外部評価は、運営協議会全員ではないのですね。 はい。そしてその結果を、公民館運営協議会全体の総意という形で頂戴しています。 わかりました。 他に公民館の点検・評価でありますか。
	私はこれを読ませていただきまして、それぞれの公民館によって、地域の人的な資源や自然をうまく利用しながら、その公民館の地域に応じた特色ある公民館活動ができているなど思っておりますので、平均で4の評価というのは妥当かなと思うのです。
	質問ですが、西公民館、運営協議会の委員の「『西の女性交流会』も幅が広がった」とありますが、西の女性交流会とはどんなものか。
	それから、北公民館ですが、「自主事業によりボランティア講師が養成され」とありますが、非常にこれからの時代のニーズに合っているものだろうと思いますが、自主事業によるボランティア講師などの養成とはどのような方法をとっているか教えてください。
	それから、東公民館の職員の評価に「地域の人材を生かした音楽事業」とありますが、これは具体的にはどんなことでしょうか。
	それから、鶴巻公民館で、「ボランティア講師を募集した結果」と、「市民企画提案型事業」というのは、これは非常に興味のある事業ですが、具体的に鶴巻公民館でどのようなことをされたのかということについてお願いします。
生涯学習 文化振興課長	最初に、西公民館の「西の女性交流会」という事業でございますけれども、これは、西公民館独自の自主事業として、平成23年10月から発足しています。目的としては、地域の女性間の人間関係の形成から、家庭教育の充実を図るというものに変わって

おります。交流会の発足理由についていろいろ確認しましたがけれども、今も社会課題になっていますが、近隣関係の希薄化として、地域に転入してきた若い女性や、なかなか身近に知人がいないなど、孤立して子育てをしている状況が見受けられたということ。そういう中で、子育て経験者の先輩世代と若い世代の女性たちを結びつける事業という形で始まったようです。メンバーの中心になっているのが小学校、中学校のPTAの女性役員や婦人会の役員の方です。婦人会の役員の方達は、若い世代の人たちに月見まんじゅうやどんど焼きなど伝統を伝え、浴衣の着付けなどを指導し、逆に、転入されてきた方は、自分が生まれ育った伝統的な料理を作ったりしています。中には看護師の資格を持っている方が、自分の特技的な健康維持などについて教えたり、相互に学び合う関係づくりをしていこうという取組をしています。継続することで2世代交流と、若い世代の子育ての悩み事なども解決していこうという点が非常に評価されたのだと捉えております。

あと、2点目以降、北公民館のボランティア講師とか東公民館の人材の活用、あと、鶴巻公民館の市民企画提案型事業ということも、これは全て似通っている部分ですが、実施事業、例えば北公民館の場合は、実施事業の参加者が、事業の中で、参加者同士の交流の中から趣味とか技能を持っていることがそこで明確になって、公民館側が声をかけて、新たにその特技を生かして次の事業展開をしているということです。

あと、鶴巻公民館は市民企画提案型事業という形ですが、広報はだのや鶴巻公民館報、ホームページを通じて、随時、特技やスキルを生かしてみませんかという募集をしております。例えば平成28年度では10件の提案があり、そのうち9件を採用しました。鶴巻公民館は23の実施事業を展開しましたが、そのうち9件が市民企画提案型事業でした。

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点、交流の場となっています。一方で行政のいろいろな窓口も担っており、サテライト機能も併せ持っています。先ほど来、幼小中一貫教育の御説明がありましたが、公民館も、地域としてその機能を果たしていると思っています。コミュニティ・スクールの話もありましたし、各地区の育む会には公民館長もメンバーとして加わっていますし、公民館の事業への参加者は、成人教育に限らず、老年男女も含めて展開しております。夏休み期間中は、子どもたちの参加活動に力を入れたりしながら非常に幅広い事業を展開しております。時代に合った内容や講師なども、市民参加型の形で展開して

望月委員長

いく必要があると考えています。

ありがとうございます。公民館は、非常にいい活動をしていると思います。ですから、学校も積極的に情報収集を試みる必要があると思いますね。何かあったらボランティアをやるとか、学校としても、知らない情報があれば、すぐ接触してみるとか、学校と公民館とで活動の情報を共有するということは大事ではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

花音朗読コンサートも非常に珍しい事業ですが、現在申込はどのくらいあるのですか。

図書館長

資料の裏面にもございますとおり、過去3年間は、50名から70名に御参加いただいています。このコンサートは、事前に花音さんが、県立神奈川近代文学館で同じような「魔女の宅急便」という角野栄子さんの本の世界をテーマに実際1回やってみまして、秦野でもやってもらうということになりました。広報はだの8月15日号に掲載し、本日のタウンニュースにも掲載させていただきます。昨日は大体20名の申し込みが来ておりますが、新聞等に掲載されると一気に申し込みが増える傾向がございます。

以上です。

望月委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次に議案に移ります。

(1) 「第3回市議会定例会提出議案について」、ア、議案第24号「平成28年度一般会計（教育費）決算について」の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、右上に「秦野市教育委員会議案第24号」と書かれました資料を御覧ください。

9月5日に開会します、本年の第3回定例会に、議案として決算を提出いたしますので、教育費部分につきまして市長に提案して、議会の認定を求めるものです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、予算、その他教育に関する事務について議会に議案を提出する場合には、教育委員会の意見を徴するということになっておりますので、それに基づいて本日提出させていただきます。

1枚おめくりください。まず、平成28年度の歳入の総額です。一番左側に款・項・目の科目、続きまして予算現額、次に調定額。



調定額とは、収入が確定した額になります。それと収入済額、これが実際に入ってきた額となっております。

総括表の一番下を御覧ください。教育費予算は1億8,439万7,000円、調定額が1億2,428万4,774円、収入済額が1億2,414万9,246円、未済額が13万5,528円で、対予算比の収入率は67.3%です。

内容については、13の使用料及び手数料、その中の6と書いております教育使用料が、全体の75%を占めております。内容については、幼稚園の保育料が約7,000万円、それから公民館の施設の使用料が2,265万円です。手数料は教育手数料がございしますが、これは幼稚園の入園料です。

次に14国庫支出金ですが、収入額は1,064万7,000円。これは、学校施設の改修費の国庫補助、また、理科教材の整備の補助金、特別支援教育に関する就学の補助金でございます。収入未済額についてですが、教育使用料、いわゆる幼稚園の保育料が、13万5,528円ございます。これは未収金であり、保育料の滞納です。決算は翌年の5月末で締めますので、その時点で13万5,000円ほど残っていたという形になりますが、その後、収納に努めまして、現在の未収金は10万円ほどになります。これにつきましては、平成24・25年度の分の保育料であり、過去の滞納分です。

続きまして、歳出の総括表となります。教育費が5つに分かれておりまして、一番上が教育総務費、これは教育委員会自体の運営費等で、全体で4億6,000万円を超える予算という形でございます。その中の大部分が教育総務費の2、事務局費です。人件費がこの中に入っておりまして、大部分を占めております。予算4億6,557万4,000円に対し、4億4,943万1,860円の支出、執行率は96.5%となっております。

次に、2の小学校費でございます。これは小学校のクラスの維持、管理、運営に関する経費で、小学校の学校給食費とか施設等の整備の費用も入っております。予算額11億2,927万3,000円に対し、支出済額が10億8,107万6,105円、執行率は95.7%となっております。

続きまして、3の中学校費です。小学校と同様の経費ですが、中学校は完全給食という学校給食ではございませんので、予算額4億4,744万円に対し、支出済額が3億5,410万5,739円、執行率は79.1%となっております。国の補正予算に伴い、中学校2校で外壁塗装剥落防止対策等の工事の

7,000万円を翌年度に繰り越ししております。その繰越額を除くと執行率は84.9%です。

次に、4の幼稚園費です。こちらも幼稚園運営に係る経費が主でございますが、予算額5億3,133万1,000円に対して、支出が4億8,656万9,863円ということで、執行率が91.6%となっております。

続きまして、5、社会教育費です。公民館、図書館、文化財の経費です。予算額5億8,665万8,000円に対し、支出済額が5億5,529万1,605円、執行率が94.7%となっております。

教育費全体で申しますと、31億6,027万6,000円の予算に対しまして、執行額が29億2,647万5,172円、執行率が92.6%となっております。市全体の予算の執行率が90.9%程度でございますので、高い状況であったという形になってございます。

続いて、右側の執行率を見ていただきますと、学校の建設費が、小学校の2の4とか、中学校の3の4とか、幼稚園の4の3とか、建設費等がございます。これにつきましては執行率が若干低いような数字が出ております。これは、当初の予算から、設計を行って入札する段階で入札額が1割、2割落ちるようなことがございますので、その部分があることと、あと、予想していた人件費の部分がぴったりに執行というわけにはいきませんので、そういった部分の中で1億数千万円ほどの不用額が発生したものです。

その後、歳入、歳出の決算書、そして、後半部分には主要な施策の成果報告書として教育費部分の資料添付しておりますので、お時間のある時にお目通しいただければと思っております。

以上、決算について9月5日開催の定例会に上程していくということで、御審議をお願いしたいと思います。

望月委員長

何か御意見、御質問ありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第24号「平成28年度一般会計（教育費）決算について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続きまして、イ、議案第25号「平成29年度一般会計（教育費）予算の補正について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、続きまして、議案第25号「平成29年度秦野市一

般会計（教育費）予算の補正について」を御覧ください。

私からは総括的なお話をさせていただき、個別のものは、所管課長から説明させていただければと思います。

こちらにつきましても、今申し上げた決算と同じように、今回の第3回定例会に補正予算として議案を提出するものでございます。議案の提出に当たりまして、教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、市長に意見を申し出るために提案させていただいているものでございます。

今回の補正予算につきましては、第25号の提案理由のところにありますように、2つの事業を上げさせていただいております。1つは、要保護準要保護児童生徒就学援助費、もう一つが郷土文学資料収集等経費です。

詳細は後ほど担当から御説明させていただきますが、今回の補正の教育費の中の大きな概要を申し上げます。歳入につきましては、教育費負担金ということで30万円の補正増でございます。そして、歳出につきましては、小学校費で484万3,000円、中学校費で334万3,000円、社会教育費が30万円、教育費全体では848万6,000円の補正増とし、補正予算を計上させていただければと思っております。

学校教育課長

それでは、私から、1つ目の就学援助費の補正につきまして御説明いたします。

就学援助でございますが、これは、学校教育法に基づき、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して支援を行っている事業でございます。具体的には、学用品費あるいは修学旅行費、給食費などございますが、給食費については実費で支援しております。その他の費目につきましては、国が示す単価によって支給しているところでございます。

今回の補正の理由ですが、まず、1点目に、当初予算を編成した後に、新入学の児童生徒の学用品についてて国の単価が引き上げられたこと、それから、ここで支給を行いましたけれども、1学期の支給状況から平成29年度の決算を見込みますと予算を上回る状況となっていることから、予算額に不足を生じる見込みでありますので増額の修正をするという内容でございます。

具体的には、2枚目以降を御覧いただきまして、下の歳出ですけれども、扶助費と書いてある欄がございます。小学校費で、これは給食費の関係になりますが232万2,000円、それから、その下の要保護準要保護児童就学援助費、これは学用品等の関係になりますが252万1,000円、中学校費では、同じく学用

品費の関係になりますが334万3,000円の不足が見込まれるということで、就学援助費としては818万6,000円を追加するという内容でございます。

以上でございます。

生涯学習  
文化振興課長

私の方は、図書館費、郷土文学資料収集等経費を計上しています。図書館会議室を改修して、今後、市が所蔵する浮世絵作品展示にかかった事業に対し、民間企業の寄附金を活用して取り組むために補正をするものでございます。民間企業の寄附金とは、今年の7月に、全国の自治体に向けて照会があったのですが、あいおいニッセイ同和損害保険会社が今後地方創生に向け、地方公共団体と連携して取り組むため、新たに地方創生チャレンジファンドというものを創設されました。企画課が取りまとめをする中、短期間での投げかけがありました。浮世絵の常設展示に対する支援を要望した結果、常設展示への広報宣伝、具体的にはポスター制作に対して30万円の支援が採択されたということです。

本市ではこれ以外に、観光課が所管し11月から実証実験に取り組む大山鶴巻温泉間のバス運行への広報宣伝にも118万円の支援があり、市としては地方創生チャレンジファンドとして合計148万円の給付を受けることになりました。

浮世絵の常設展示について、簡単に説明させていただきますが、カルチャーパーク全体の施設管理を担当しているカルチャーパーク課が主管となり、図書館会議室の改修工事が始まっています。9月下旬に完成の後、検査等を終え、10月中旬に使える予定になっております。

浮世絵展示の企画運営は、生涯学習文化振興課が担当しておりますが、浮世絵自体は、御承知のとおり、材質から考えて長くても1か月から2か月の展示しかできませんので、解説等、専門家の知恵をいただきながら作業を進めております。オープンは11月1日に、ちょうど「市民の日」が3日にございますが、その前にオープンする予定です。その後は、先ほどお話ししたとおり長く2か月ぐらいの間隔で展示替えを行っていく方向で考えております。当初広告ポスター等は考えておりませんでした。ありがたいお話をいただきましたので、助成していただいたお金でPRしていきたいと考えています。

以上です。

望月委員長

何か御意見、御質問はございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第25号「平成29年度一般会計（教育費）予

望月委員長

教育総務課長

算の補正について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、(2)議案第26号「平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

それでは、続きまして議案第26号につきまして御説明させていただきます。

こちらは、4月の教育委員会会議から毎回御協議いただき、取りまとめができましたので、本日、議案として議決を求めるという形のものでございます。

この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成20年から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及びその執行状況につきまして、教育委員自ら点検・評価を行うものです。その結果を取りまとめ、報告書を作成して議会に提出するとともに、ホームページに公表して周知していくという形のものでございます。

それでは、報告書を御覧ください。1ページから3ページが第1章で、こちらが点検・評価の概要です。点検・評価の目的、対象については、教育方針に基づき、今年度は19の主要施策を対象としていること、進め方については、担当課の自己評価、外部の点検・評価会議による評価を踏まえ、教育委員による点検・評価となるということを記載してございます。

それでは、4ページ目を御覧ください。4ページ目から24ページまでが第2章の教育委員会の活動の状況です。特に4ページから21ページにつきましては、教育委員会の活動や、教育委員会会議の開催の状況や審議の状況、教育委員会会議以外の活動の状況について記載させていただいております。以前協議していただいておりますが、22ページから23ページについては、活動状況の点検・評価として、教育委員会の役割や会議の活性化、透明性、情報収集、この4つの視点から活動について点検を行い評価、意見を記載してございます。そして、24ページに活動状況に対する総合評価を記載してございます。

25ページから67ページが、第3章の平成28年度主要施策でございます。先ほど申しましたように、本年度19の主要施策について、事務局の担当課による点検・評価シートの作成を行い、その後、外部の方による点検・評価、そして、その外部の評価を行った後の点検・評価を踏まえての教育委員のヒアリング、学習

会等を行い、19の施策の4段階の評価を行いました。

26ページをお開きいただければと思います。26ページに、19施策についてAからDまでの評価をしております。Aの評価の「確実な成果を出している」が1施策、「一定の成果を出している」というBが16、「やや成果が低い」というCが2施策、そして、「成果が低い」というDについては該当ございませんでした。

27ページに、その施策について記入させていただいております。A評価につきましては、38ページにシートがございますがNo.5の公立幼稚園の配置の見直し、逆にCの評価につきましてはNo.3の不登校対策の推進とNo.10の教育施設の一体的整備の研究という形になっております。

いずれにしましても、評価結果を施策に今後どのように生かしていくかというところが大きな目的でございますので、今後はこういった評価を受け、事業を実施してまいりたいと考えております。

そして、最後になりますが、68ページからが第4章で、学識経験者の総合評価が記載してございます。学校教育の分野につきましては、今年から、東海大学課程資格教育センター所長の朝倉徹先生に、それから、生涯学習の分野に対しましては逢坂先生に総合評価をしていただいたところでございます。以上、御審議いただきますようお願いいたします。

望月委員長

ありがとうございました。

それぞれ教育委員の皆さんにも評価していただいておりますが、何か気が付いたところがありますでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第26号「平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について」は、原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、(3)議案第27号「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

生涯学習

文化振興課長

前回の教育会議でも協議していただきましたが、市議会第2回定例会で、公民館をはじめ33施設の公共施設の使用料の見直しに伴う関係条例が議決され、これに伴い公民館条例の一部改正が行われ、今年10月1日以降の使用申込審査の段階から、新しい条例による使用料が適用されることになりました。

これを受けて、公民館条例施行規則についても、関係する公共施設の使用料の減免規定と統一するための改正、及び公民館内の施設名の統一化、若干の字句の整理などを行うため、今回改正するものです。

改正の主な理由としては、公共施設全体に係り、子どもを含む使用料の減免規定を設けることになったものです。これは、子どもへの教育、学習または技術の教授等の指導行為がある場合の占有使用に対し「はだのっ子応援券」を交付し、次回以降の施設使用申請時にその券を提出することで使用料の50%を減額するものとなっております。また、使用料の免除基準についても、ここで新たに全庁的な規定となります。これは、他者に対する直接的なボランティア活動や、中学校及び高校の部活動での使用についても、一定の条件のもとに施設使用料を免除することになったものです。施行日については、条例と同様の今年の10月1日です。

説明は以上でございます。

それでは、御質問、御意見はございますか。

これは、意見ではないのですが、対照表の1ページですけれども、第3条の文章の線を引いてある後の部分が「における本市に住所を有し」と書いてあるのですが、今回の改正部分ではないのですが、このままでは多分何か言葉が抜けているのではないかと思いますので、足していただいたほうが良いと思います。「ただし」で始まる文章ですけれども、「〇〇に掲げる施設における本市に住所を有し」となっていますが、何か「おける」と「本市」の間に何か入っているのではないかと思いますので。ちょっと意味がとれないですね。「施設における〇〇この市に住所を有し」ではないかと。この文章を読んでちょっと理解ができないので、何か抜けているのかなと思いました。

すみません、また後ほど改めて確認いたします。

では、これは後ほど調べていただくことにして、他にいかがでしょうか。

—特になし—

それでは、議案第27号「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続きまして、(4)議案第28号「秦野市立図書館条例施行規

望月委員長  
片山委員

生涯学習  
文化振興課長  
望月委員長

望月委員長

望月委員長

則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

それでは、議案第28号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」でございます。議案第28号を御覧ください。

提案理由は、秦野市立図書館条例の一部改正により、視聴覚室の使用に係る手続とともに、はだのっ子応援券の使用に係る規定を定めるため改正するものでございます。

次のページに規則が1ページから6ページまであり、その次に、新旧対照表がございますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、図書館条例の一部改正により、図書館の視聴覚室を30分400円の使用料で一般市民の方の御利用に供するという新たな取組となります。規則の一部改正で、実際、具体的な使用に関する手続等を定めるということで、基本的には、同じ教育機関であります公民館の例をもとに整備してございます。

新旧対照表の1ページ目ですけれども、旧規則の第1条の2に、組織及び事務分掌という形でございますが、これは、前回の教育委員会会議の協議でも御説明しましたとおり、4月1日付けの組織変更に伴い、図書館が市長事務部局の市民部へ変更になり、図書館の設置、担当の設置、事務分掌につきましては、秦野市事務分掌等に関する規則に記載しておりますので、第1条の2を削るということでございます。

2ページ目からが主に新しい手続を定める部分です。第2条の第2項で開館時間等の中に、視聴覚室の使用時間を「午前9時から午後5時までとする。」と決めました。

それから、次の第4条、第9条、第13条、第17条は、字句の整理に該当するところでございます。

4ページ目を御覧いただきたいと思っております。第19条の利用団体登録について、視聴覚室の使用に当たって利用団体の登録をしていただきます。登録の要件は「市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者を含む5名以上の団体」でございます。

第20条が使用の仮申請、第21条は使用の申請手続、それから、第22条が使用の承認、第23条、第24条は、承認の順序ですとか取り消しについての規定でございます。第25条は使用料の還付についての規定、第26条が、はだのっ子応援券と使用料ということで、はだのっ子応援券の交付に関する規則の規定に基づきまして、使用料の2分の1に代えて「使用料の納付に代えることができる。」としております。第27条が使用料の減免の



手続等ということで、第3項から使用料の減免の基準ということで(1)から(6)まで、統一した減免基準を図書館でも載せております。第28条が使用承認の取り消しに関する規定、第29条、第30条が、視聴覚室の利用者あるいは視聴覚室の入場者の方たちに対する遵守事項あるいは禁止事項、これらを規定してございます。

10ページ、11ページ目には、いろいろな手続で使う様式です。この辺のところ、内容はまた別に定めますけれども、別表として様式、新しいものは第4号から第13号までになります。最後、附則で10月1日からの施行としております。ただし、第1条の2など、字句の整理に該当する部分は、公布の日から施行するという形になっております。

私からの説明は以上でございます。

望月委員長

それでは、何か御意見、御質問ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第28号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

協議事項ですが、協議事項(1)については、秘密会での取扱となります。

その他の案件はございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、秘密会の前に次回の日程をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局

次回の開催日程でございますが、9月22日の金曜日、午後1時半から、会場は教育庁舎3階会議室を予定しております。よろしいでしょうか。

望月委員長

次回、9月22日、13時30分から、ここでいいですね。

事務局

はい。

望月委員長

よろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席・休憩—